

予防安全性能総合評価の変更について(案)

2014年度から導入した予防安全性能評価については、評価対象装置が普及期との観点から二段階の評価による閾値を決定した。

今後においても、順次導入される新たな評価対象装置は普及期にあると考えられることから、これを踏まえた二段階の評価による閾値を検討する必要がある。

案:

①2016年度においては、従来の高得点側の閾値(12点)を基に、2015年度までの評価項目で満点(46点)を獲得した車種が多いことを踏まえて、その点を新たな閾値として追加した。

②2017年12月までは、追加される項目の点数が大きくないと見込まれることから、閾値は変更しない。(車線逸脱抑制装置が追加)
なお、閾値については、AEBS(対車両)の停止車両に対するAEB機能の試験の車速が60km/hで可能となった場合は1点高くする。

